

リスク分担表

①リスク分担の方針

管理運営にかかるリスク分担については、協定の中で定めます。リスク分担が不明確になりやすい項目についての基本的な考え方は以下のとおりです。

種類	リスクの内容	負担者	
		区	指定管理者
募集要項にかかるリスク	募集要項・仕様書の誤りに関するもの、内容の変更に関するもの	○	
公募にかかるリスク	公募費用に関するもの		○
法令等の変更	本事業に直接関係する法令等の変更	協議事項	
税制関連リスク	指定管理業務に影響を及ぼす税制度の変更によるコスト変動	○	
	上記以外の税制変更によるコスト変動		○
事業の中止・延期	区の指示によるもの	○	
	指定管理者の事業放棄、破綻		○
許認可遅延	事業実施に必要な許認可取得の遅延・失効等（区が取得するもの）	○	
	上記以外の場合		○
運営費上昇	事業計画変更等の要因による運営費上昇		○
	物価上昇等による運営費上昇	協議事項	
施設・設備・物品等の損傷	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
	補修にかかる費用が1件あたり10万円を越えない場合		○
	点検・保守・管理上の不備による機材・備品の破損盗難等		○
	上記以外の場合	協議事項	
需要変動	想定できない特殊な事情が認められる場合	協議事項	
	上記以外の場合		○
施設の利用不能等による利用料金収入の減少	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
	上記以外の場合	○	
施設利用者への損害	指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合（不適切な施設管理運営による利用者の怪我等）		○
	上記以外の場合	○	

第三者への損害	指定管理者の責めに帰すべき事由により周辺住民等第三者に損害を与えた場合（不適切な施設管理運営による騒音・振動等の苦情等を含む）		○
	上記以外の場合	○	
災害時対応	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動その他の区又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う、待機態勢の確保、被害調査・報告、応急処置等	指示等	○
	災害復旧（復旧工事）	○	
	施設利用者の被災に対する責任	事案による	
保険	施設の火災保険加入	○	
	体育施設利用者に対する傷害保険		○

② 事故等への対応に関して特に留意すべき事項

指定管理者の責めに帰すべき事由により、区または第三者に損害を与えた場合は、指定管理者においてその損害を賠償するものとします。

また、指定管理者は、施設において事故等が発生した場合に備えて、あらかじめ事故時等の対応マニュアルを定めるとともに、事故等の発生時には直ちにその旨を区に報告するものとします。

なお、区と協議の上、損害賠償責任保険に加入する必要があると認められる場合には、保険に加入するものとします。